

「小売業表示規約に関する表示連絡会」を開催

平成26年3月12日、家電公取協会議室にて「小売業表示規約に関する表示連絡会」が開催された。同連絡会は、平成23年秋から見直し検討を行ってきた小売業表示規約の変更案について、行政立会いのもと、消費者団体、学識経験者から意見を聞くために開催されたもので、小売業表示規約に関しては、制定時、前回変更時に次いで3回目。変更案は、この日の意見を踏まえた修正が加えられた後、正式な申請が行われる見通しだ。

「表示連絡会」は、表示に関する公正競争規約の認定（変更を含む）に際し、消費者団体並びに学識経験者、規約案（変更案）作成者、行政関係者等が一堂に会してその内容を討議するもので、正式申請の前に行う手続きの一つ。今回の表示連絡会では、小売業表示規約の変更案について概ね賛同を得られたことから、このあと正式申請、パブリックコメント募集（1ヶ月間）を経て、認定・施行される運びとなる。

冒頭、小売業部会規約検討ワーキンググループ主査を務めた北原國人部会長から「今回の変更案は、平成21年に変更施行された現行規約について、足掛け3年、計18回にわたって検討を重ねた。検討に当たっては、当協議会の消費者モニターからのご意見に加え、全国の電機商業組合が各地で実施している消費者懇談会でのご意見も参考に、消費者の視点で検討した。本日は、皆様方からのご意見を頂き、最終確認の場とした」と挨拶があった。

事務局から変更の趣旨並びに変更案の説明が行われた後、質疑応答、意見表明が行われた。消費者団体、学識経験者からは、特にブロードバンド等の通信契約と家電品をセットで販売するときの表示ルール追加や、量販店が行う独自の長期保証についての表示ルール追加について評価する旨の意見があるなど、変更案については概ね理解を頂いた。

ただし、消費者団体からは「通信契約にまつわる消費者トラブルは依然として多い」との指摘があり、これに関連して北原部会長は「多額のインセンティブを付ける通信キャリアの営業手法は、家電小売業を混乱させている面もある。非会員である通信キャリアへは、関係行政からの指導を是非お願いしたい」と、要請を行った。

このほか、「家電品の類例品目（掲名品）にこだわらずに、小売店が扱っている商品全般で運用してほしい」「規約の文言や言い回しは抽象的であり分かりにくいので、消費者が分かりやすいパンフレットを作成・配



布してほしい」などの意見があり、山木康孝専務理事よりそれぞれ「携帯電話など掲名品以外の商品であっても、会員のチラシ等において不当表示のおそれがあるものについては、現在も当協議会が指導しており、今後もそのように運用する考えだ」「規約の解説書とは別に、平易な言葉づかいでイラスト付きのパンフレットを作成・配布しており、今回の変更後にも作成することになっている」旨説明があった。

なお、出席者は下表のとおり。

団体等	主婦連合会 環境部	平野 澄子様
	財団法人消費科学センター 企画運営委員	山本 唯子様
	適格消費者団体消費者機構日本 専務理事	磯辺 浩一様
	公益社団法人全国消費生活相談員協会 相談員	池田 武見様
	一般財団法人日本消費者協会 消費生活コンサルタント	飯野由喜枝様
	筑波大学大学院 教授	山田 務様

行政	消費者庁 表示対策課 規約担当課長補佐	杉浦 正昭様
	消費者庁 表示対策課 景品・表示調査官	安達健太郎様
	公正取引委員会 取引企画課 課長補佐	塩 友樹様
	公正取引委員会 取引企画課 係員	丸山 知久様

家電公取協	小売業部会 部会長 規約検討WG主査	北原 國人
	小売業部会 規約検討WG副主査	板倉 晴彦
	専務理事	山木 康孝
	事務局長	樋口 純一
	事務局次長	齊藤 徹也



小売業部会の動き

◎本部規約指導委員会を開催

平成26年2月25日（火）家電公取協において、本部規約指導委員会が開催され、1月度本部チラシ調査の結果概要（3条違反4件）、違反被疑事案の処理状況（小売規約2件、景品規約1件）、規約変更（小売規約、景品規約）の進行状況、小売規約変更に伴う資料・ツール作成状況、店頭キャンペーンの実施状況などについて検討が行われた。

◎平成25年度「正しい表示 店頭キャンペーン」が全都道府県で完了

平成26年3月11日実施の福島県支部をもって、47地区（小売業部会46支部＋製造業部会沖縄支部）の店頭キャンペーンが完了した。全都道府県での実施は、平成22年度から4年連続となる。今年度からは、全地区共通の調査項目を設けたほか、キャンペーンに同行した行政担当者、消費者団体の意見も報告することとなっており、集計・分析の結果は本部規約指導委員会で報告される予定。

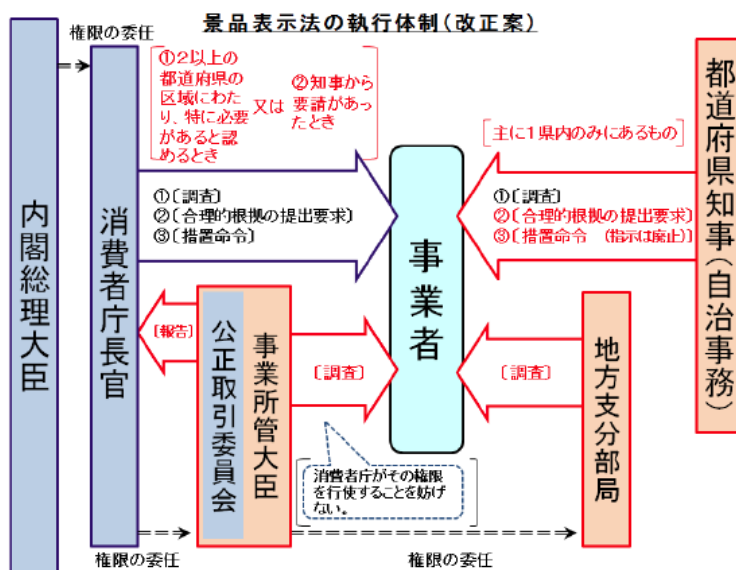
行政の動き

◎景品表示法改正案等が閣議決定される

政府は平成26年3月11日、景品表示法の改正案を閣議決定し、同日国会に提出され審議が始まった。

同改正案は、ホテルや百貨店、レストラン等でメニュー表示と異なる食材が使用されていた問題を受け、①事業者に表示の適正な管理のため必要な措置を講じることが義務付け（ガイドラインが示される予定）、②消費生活協力団体（同時に閣議決定した消費者安全法により新設）等から適格消費者団体への不当表示等の情報提供、③消費者庁長官の調査権限の経済産業大臣等の事業を所管する大臣への委任、④同措置命令権限・合理的根拠提出要求権限の都道府県知事への付与、⑤課徴金制度導入の検討等が主な内容とされている。

なお、課徴金制度に関しては、改正法施行後1年以内に検討し、必要な措置を講じることとされている。



◎事務局人事異動のお知らせ



村松事務局次長の後任として着任いたしました波多秀敏（はた ひでとし）です。主に製造業の表示規約を担当させていただきます。

昨年、食品の偽装表示が大きく社会問題化したように、「表示」に関する消費者の目は一段と厳しさを増しています。家電業界においても、製品の内容等に関する適正な表示がこれまで以上に求められており、これに向けて少しでも会員企業の皆様のお手伝い出来るよう、尽力して参ります。何卒ご指導、ご鞭撻の程お願い申し上げます。



事務局総務・経理等、事務業務全般を担当させていただきます、茗花和絵（なばな かずえ）です。家電業界が正しい、公正な競争を通じ、業界の健全な発展に寄与できるよう、微力ながら尽力いたす所存でございます。

皆様方のご指導、ご鞭撻の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

<編集後記>

3月12日に行われた表示連絡会に初めて陪席いたしました。消費者の生活に密接する家電とその表示が議題対象のため、消費者から寄せられる多くの声を代表して各消費者団体の出席者は、とても活発に発言されておりました。行政の担当者にも選別された消費者の声が届けられ、とても有意義な場となりました。（H、H）

公益社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-19-9

（虎の門TBLビルディング2階）

TEL (03) 3591-6023 FAX (03) 3591-6032

<http://www.eftc.or.jp>

編集・発行人：樋口純一